# 省　　令

## ○総務省令第百四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三号を次のように改める。

三　移動受信用地上基幹放送

イ　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に定める放送にあっては、放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する三セグメント形式のＯＦＤＭフレーム（デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する三セグメント形式のＯＦＤＭフレームをいう。以下同じ。）の別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下同じ。）ごと

ロ　デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送にあっては、放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する十三セグメント形式のＯＦＤＭフレーム（デジタル放送の標準方式第二十八条第一項に規定する十三セグメント形式のＯＦＤＭフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のＯＦＤＭフレームの別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（テレビジョン放送にあっては、放送をする一の放送番組）ごと

第七十条第四項第三号ロ中「セグメント連結伝送方式による」を「デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送にあってはデジタル放送の標準方式第二十四条の四に規定する四相位相変調又は十六値直交振幅変調、同章第二節に定める」に改め、同項第四号ロ中「セグメント連結伝送方式による」を「デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める」に、「第三十二条」を「第二十四条の七又は第三十二条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四章第一節」を「第四章第二節」に改め、「。以下同じ。」を削り、「次の各号に掲げる事項」を「次に掲げる事項（第七号から第十一号までに掲げる事項にあっては、テレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合に限る。）」に改め、同項第六号の次に次の五号を加える。

七　補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）

八　一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数

九　一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数

十　一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第二十四条の五の規定により符号化される映像信号に限る。）

十一　一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数

第七十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。）による放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定するものとする。

一　中央の周波数

二　三セグメント形式のＯＦＤＭフレーム又は一セグメント形式のＯＦＤＭフレームの別

三　伝送方式

四　セグメント数又は基準セグメント数

五　搬送波の変調の方式

六　誤り訂正内符号の符号化率

第七十一条第四項中「前条第三項」を「前条第三項及び第四項」に、「セグメント連結伝送方式による」を「デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める」に改める。

第七十六条第三項第一号中「衛星基幹放送」の下に「及び移動受信用地上基幹放送」を加える。

第百七十六条中「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする」を「、次に掲げる区分ごとに、十とする」に改め、同条各号を次のように改める。

一　衛星基幹放送又は衛星一般放送

二　移動受信用地上基幹放送

三　有線一般放送

四　地上一般放送

五　前各号に掲げる放送以外の放送

第百七十八条中「有料放送管理業務」の下に「（同項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。）」を加える。

第二百十六条第一項中「の規定（第四章及び第五章の規定に限る。）」を「（第四章及び第五章の規定に限る。）の規定」に改め、同条第二項中「の規定（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第七十四条及び第七十六条から第七十九条までの規定に限る。）」を「（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第七十四条及び第七十六条から第七十九条までの規定に限る。）の規定」に改め、「地上基幹放送」の下に「及び移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）」を加え、同条第四項中「移動受信用地上基幹放送」の下に「（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を除く。）」を加える。

別表第六の三号の注1中「（207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用する放送）」を「（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第四章第二節に定める放送）」に改め、同表注3を次のように改める。

注3

(1)　デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

（記載例）

中央の周波数　101.285714MHz

使用するＯＦＤＭフレーム　3セグメント形式のＯＦＤＭフレーム

伝送方式　セグメント連結伝送方式

セグメント数　基準1セグメント

搬送波の変調の方式　16ＱＡＭ

誤り訂正率　1／2

(2)　デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるテレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

（記載例）

中央の周波数　210.428MHz

使用するＯＦＤＭフレーム　13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム

伝送方式　セグメント連結伝送方式

セグメント数　基準1セグメント（補完放送（音声）を含む。※）

搬送波の変調の方式　16ＱＡＭ

誤り訂正率　1／2

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数　一本おき／525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数　352画素

符号化された映像信号のフレーム周波数　30／1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数　480画素